

国自安第294号
平成26年3月6日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

事業用自動車の運転者の過労運転の防止、健康状態の確認等
更なる安全確保の徹底について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）では、旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号））に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれを遵守させなければならないと規定するとともに、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないこと及び乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病、疲労等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無等を確認しなければならないことが規定されています。このような関係法令の遵守や自主的な取組みの励行については、これまでも機会あるごとに、対策の実施をお願いしてきたところです。

こうした中で、平成26年3月3日（月）に、富山県小矢部市の北陸自動車道において高速乗合バスが停車中の大型トラックに衝突し、乗客・乗員2名が死亡するという痛ましい事故が発生しました。当該事故の原因については引き続き調査中ですが、運転者の労務面及び健康面での問題に起因したとの報道も見られるところです。

このため、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

1. 運行の安全確保を図るため、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」）及び「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」を遵守する等、過労運転の防止の一層の徹底を図ること。

2. 運転者の健康状態の把握を徹底すること。特に、点呼の際、運転者の疾病、疲労等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

また、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

3. 平成22年7月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

4. 平成19年6月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう！」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群（SAS）の早期発見・治療の重要性について関係者の理解を増進するとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の普及を図ること。

5. その他、関係法令を遵守するなど安全管理の徹底を図ること。

【別紙】「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」のポイント

「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」のポイント

事業用自動車の運転者の健康管理は、以下の4つの手順により実施する。

1. 運転者の健康状態の把握

【手順1 健康診断及び医師からの意見聴取等】

(1) 一次健康診断及び医師からの意見聴取（義務）

- ・事業者は、労働安全衛生法に基づき運転者に対して雇入れ時及び定期の健康診断(一次健康診断)を実施することが義務づけられている。
- ・事業者は、運転者が健康診断を受けた結果を把握するとともに、その結果に異常の所見が見られた場合は、医師から運転者の乗務に係る意見(乗務の可否及び配慮事項等をいう。以下同じ。)を聴取し、また、聴取した健康診断の個人票の「医師の意見」欄に記入を求める必要がある。この場合、異常の所見の内容を明確化するために必要とされる精密検査等を運転者に受けさせることが望ましい。

(2) 二次健康診断及び医師からの意見聴取（推奨）

- ・一次健康診断において、脳血管疾患、心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見がある、と診断された運転者に対しては、二次健康診断を受診させ、その結果に基づき、医師から、運転者の乗務に係る意見を聴取することが望ましい。

(3) SAS（健康診断では分からない重要な症状の例）の検査等（推奨）

- ・運転者に医師による問診を受けさせ、疑いのある運転者に睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）のスクリーニング検査を行うことが望ましい。
- ・治療すべきSASであることが判明した運転者には、症状に応じた治療を行うことが不可欠である。

(4) 疾病等の場合の医師からの意見聴取（推奨）

運転者が疾病等のため医師の診断・治療を受けた場合には、事業者は運転者の了解を得た上で、当該医師から、運転者の乗務に係る意見を聴取することが望ましい。

その方法としては、

- ・ 運転者が医師から聴いて書きとめた内容を入手する
- ・ 運転者が医師から入手した診断書（有料）を入手する
- ・ 事業者と契約している産業医等の医師が、運転者の診断・治療をした医師から入手した意見書や診療情報提供書（有料）を入手する
- ・ 運転者が診断を受ける際に運行管理者が同行して聴き取る

などがある。

【手順2 医師からの意見等を踏まえた対応】

（1）就業上の措置の決定

事業者は、手順1の医師からの意見等を踏まえ、運転者について、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定する必要がある。

（2）運転者の健康管理

①手順1の医師からの意見等に基づき、以下の事項を乗務員台帳（旅客）・運転者台帳（貨物）に記録して整理する必要がある。

【乗務員台帳（旅客）・運転者台帳（貨物）に記録すべき事項】

- 運転者の健康状態（疾病等、治療、服薬等）
- 点呼時に確認すべき事項（疾病等を治療中の運転者についての確認事項）
- 乗務中に注意すべき事項及び乗務中に健康状態が悪化した場合の対処方法

②点呼記録簿において、健康診断の結果等により異常の所見がある運転者又は就業上の措置を講じた運転者が一目で見てわかるように運転者氏名の横に、疾病に応じて決めたマーク（*等）を付与しておくこと、点呼を行う運行管理者が管理しやすい。

③運転者の服薬の時間、体調のリズム、通院する時間等に配慮して乗務割を作成するなどにより、運転者が適切に健康管理できる環境を整えるべきである。

また、事業者は、運転者が疾病、体調不良等により医師にかかる際には、運転者に以下のことを指示することが望ましい。

【事業者が医師にかかる運転者に指示する事項】

- 運転者自身が職業ドライバーであることを医師に伝える。
- 処方薬に、運転に支障を及ぼす副作用（眠気などの症状）が出現する可能性があるか、医師を確認する。
- 運転者の勤務時間が不規則であることを伝え、服薬のタイミング等について、医師から指導を受ける。

（3）運転者の健康状態の継続的な把握

事業者は、定期の健康診断等により、運転者の健康状態を継続的に把握するとともに、その結果に応じて就業上の措置を見直す必要がある。

2. 乗務前の判断・対処

【手順3】

(1) 乗務前点呼における乗務判断

乗務前の点呼において、事業者(運行管理者)は、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定する必要がある。

なお、この際に運転者が体調不良を隠さず、正直に体調が悪いことを報告できるような雰囲気や常日頃から醸成しておくことが重要である。

(2) 点呼の結果、運転者が乗務できない場合の対処

- ①乗務前点呼の結果、運転者が乗務できなくなる場合に備えて代替措置(代わりの運転者の手配、下請けの活用等)をあらかじめ定めておくことが安全上極めて重要である。
- ②運転者の健康状態が回復した場合でも、通常どおりの業務を行うには危険が伴う可能性があることから、事業者は、運転者に医師の診断を受けさせ、運転者の健康状態についての医師からの意見により、今後の乗務を検討する必要がある。

3. 乗務中の注意・対処

【手順4】

運転者が乗務を開始した後に体調が悪化し、運行に悪影響を及ぼす場合には、運転者は運行管理者へ速やかに連絡をとってその指示を仰ぐべきであることを、事業者は、常日頃から運転者に徹底しておく必要がある。また、緊急時に対応すべきこと及びその際の連絡体制を簡潔にまとめたマニュアルを作成しておくことが望ましい。

4. 健康管理ノート作成のすすめ

運転者が良好な健康状態を維持するためには、事業者の健康管理体制のみならず、運転者自身による健康管理が必要不可欠である。

そのため、運転者の健康管理の支援ツールとして、いわゆる「健康管理ノート」を活用することが有効である。

健康管理ノートには、例えば次のような内容を盛り込むことが望ましい。

- ① 生活習慣の改善の重要性
- ② 運転に支障を及ぼすおそれのある疾病に係る基礎知識
- ③ 定期健康診断の活用方法
- ④ 運転者が事業者に対して報告すべき事項
- ⑤ 運転中に身体の異常を感じた場合の処置
- ⑥ 運転者自身の健康状態の記入欄

(健康診断結果/就業上配慮すべき事項/医師のコメント 等)